

## 乗務不可者の処分はやめろ！ 指導添乗者にもアル検の実施を！ アルコール検知器による心身状況確認に関する業務委員会

本部は6月26日、『申第4号』で申し入れたアルコール検知器による心身状況確認に関する業務委員会を開催しました。

新幹線は今年のダイヤ改正から、在来線は4月1日から出勤時におけるアルコール検査が追加実施され、何人かの社員がアルコール基準値を超え、乗務不可となっています。その際、勤務扱いは否認にされ、処分も出されています。

本部は、基準値を超えた社員を帰宅させることはやむを得ないとしても、検知された値が食品によるものか、アルコールによるものかが確定できないことは有り得るし、酒気帯びの自覚が全くなく自信をもって出勤してきたのだから、勤務認証を否認ではなく年休として扱うべきと主張しました。否認にされると、賃金の大幅カットになります。また、何度も繰り返して基準値を超える社員ならともかくとして、処分は出すべきではないことを主張しました。しかし、会社は「就業規則で酒気帯びは禁じられているため処分は出すのは当然。病気でもないのに年休は出せない」と、一步も譲りませんでした。

また、本部は「指導添乗を行う管理者については、運転席に同乗して指導するのであるから、運転業務に相当するため、アル検は行うべきだ」と主張しました。この主張に対しても、会社は「添乗は乗務ではない」と認めませんでした。社員には厳しく管理者には甘い対応と言わざるを得ません。

業務委員会は、平行線に終わりましたが、処分についてはこだわって主張しました。